

協 定 書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、乙が施行する開発事業に関して、鈴鹿市開発事業指導要綱（平成14年鈴鹿市訓令第3号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

第1条 開発事業区域の所在地及び実測面積は、次に掲げるとおりとする。

（1）所在地 鈴鹿市

（2）実測面積 平方メートル

第2条 開発事業の目的は、次のとおりとする。

第3条 乙は、開発事業の施行に関して、関係法令等及び要綱を遵守するものとする。

第4条 乙は、要綱第4条第1項の開発事業事前協議申請書及び同条第4項の開発事業事前協議変更申請書の内容に基づき、開発事業を施行するものとする。

第5条 乙は、要綱第4条第3項の開発事業事前協議回答書の記載事項を誠実に履行するものとする。

第6条 甲は、特に必要があると認めるときは、乙から誓約書の提出を求めることができるものとし、乙は、当該誓約事項を誠実に履行するものとする。

第7条 乙は、開発事業の施行に関して、周辺住民等の意見を尊重し、苦情、紛争等が生じないように努めるものとする。

2 乙は、周辺住民等から苦情があったとき、又は紛争等が生じたときは、これに誠意を持って対応し、当該苦情、紛争等の解決に努めるものとする。

第8条 乙は、開発事業の施行に関して、公害、災害その他の被害を生じることのないよう万全の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、公害、災害その他の被害を生じたときは、乙は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任と負担において適切な措置を講ずるものとする。

第9条 甲は、開発事業に係る工事の適正な施行を確保するために必要な指示、指導及び立入調査を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

第10条 乙は、開発事業に係る工事を中止又は廃止するときは、既に施行された工事に起因する災害その他の被害を防止するよう万全の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、災害その他の被害を生じたときは、乙は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任と負担において適切な措置を講ずるものとする。

第11条 乙は、開発事業に伴い設置した公共施設及び当該用地を都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項に規定する公告の日（以下「工事完了公告日」という。）の翌日に甲に帰属するものとする。

2 乙は、工事完了公告日の翌日に公共施設の維持管理を甲に引き継ぐものとする。

第12条 乙は、甲に帰属した公共施設が乙の工事施行上の瑕疵に起因して全部若しくは一部の機能を果たさなくなったとき、又は当該公共施設の利用者若しくは周辺住民等に被害、損害等を与えたときは、修復、賠償等の瑕疵担保責任を負うものとする。

2 前項の瑕疵担保責任の期間は、工事完了公告日の翌日から2年間とする。ただし、当該瑕疵が乙の故意又は重大な過失による場合は、当該期間は10年間とする。

第13条 乙は、開発事業に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、要綱第4条第1項の開発事業事前協議申請書、同条第3項の開発事業事前協議回答書、同条第4項の開発事業事前協議変更申請書、第6条の誓約書及びこの協定の内容についてもすべて継承させるものとする。

第14条 この協定の内容に疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議するものとする。

以上この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 (所在地)

鈴鹿市

鈴鹿市長

印

乙 住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者氏名

印